

糸魚川市上下水道事業包括委託 仮契約書（案）

- 1 事業名 糸魚川市上下水道事業包括委託
- 2 事業場所 糸魚川市全域
- 3 契約期間 自 令和9年4月1日
至 令和19年3月31日
- 4 契約金額 ●円（うち、消費税及び地方消費税●円）
ただし、この契約条項に定めるところに従って金額の改定又は減額がなされた場合には、当該改定又は減額がなされた金額とする。
- 5 契約保証金 第7条に定めるとおり

糸魚川市（以下「市」という。）と株式会社●●●●（以下「事業者」という。）とは、糸魚川市上下水道事業包括委託について、各々対等な立場における合意に基づいて、以下の契約条項に従って公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約は、糸魚川市ガス事業譲渡に関する議案が糸魚川市議会において可決されたことを条件として効力を発生するものとする。

この契約の成立の証として、本契約書2通を作成し、市及び事業者はそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和●年●月●日

市 ●

糸魚川市長 ●

事業者 ●

株式会社●
代表取締役社長 ●

目次

第1章 総 則	5
第1条 (総則)	5
第2条 (用語の定義)	5
第3条 (公共性及び民間事業の趣旨の尊重)	6
第4条 (指示等及び協議の書面主義)	6
第5条 (事業の手段)	6
第6条 (秘密の保持)	7
第7条 (履行の保証・契約保証金)	7
第8条 (起債・交付金申請への協力)	8
第9条 (事業者の責任等)	8
第10条 (公租公課の負担)	8
第11条 (市が実施する業務との調整等)	8
第12条 (契約の譲渡等)	9
第13条 (再委託等)	9
第14条 (事業者の誓約事項等)	9
第15条 (暴力団関係者の排除等)	10
第16条 (著作権の譲渡等)	11
第17条 (著作権の侵害防止)	12
第18条 (特許権等の使用)	12
第19条 (特許権等の実施権及び使用権の付与)	12
第20条 (優先関係)	12
第2章 運営期間及び範囲等	12
第21条 (運営期間及び業務準備期間)	13
第22条 (法令の遵守等)	13
第23条 (監督職員)	13
第24条 (総括責任者、副総括責任者及び業務責任者)	13
第25条 (業務責任者等に対する措置請求)	14
第26条 (貸与品等)	14
第27条 (現場と業務内容が一致しない場合の修補義務)	14
第28条 (契約及び要求水準書の変更)	15
第29条 (事業者の提案又は請求による要求水準書の変更)	15
第30条 (ユーティリティー等の調達)	16
第31条 (臨機の措置)	16
第32条 (業務の中止)	16
第3章 運営準備等	16
第33条 (引継ぎ及び本件施設の確認)	16
第34条 (運営の実施体制)	17
第35条 (事業実施計画書等)	17
第4章 事業の実施	17
第36条 (計画書)	17
第37条 (業務時間)	18
第38条 (許認可等の取得)	18
第39条 (事業の開始)	18
第40条 (業務日報の作成)	19

第41条	(業務の報告)	19
第42条	(実施状況の確認)	19
第43条	(市による監視、立入検査)	19
第44条	(改善通告)	19
第45条	(水道施設管理業務の実施)	20
第46条	(使用薬品の承認)	20
第47条	(原水の確保)	20
第48条	(性能保証)	20
第49条	(水質異常に対する措置)	20
第50条	(水道施設改築業務の実施)	20
第51条	(施設改良等)	20
第52条	(改良施設の撤去等)	21
第53条	(更新等の必要性に関する報告)	21
第54条	(市による施設の更新及び補修)	21
第55条	(水道事業各種調査・計画策定業務の実施)	21
第56条	(下水道施設に関する業務の実施)	21
第57条	(流入基準)	22
第58条	(水質異常に対する措置)	22
第59条	(流入水質が流入基準を満たさない場合)	22
第60条	(流入水量が流入基準を上回った場合)	22
第61条	(流入水の水量、水質の変化の把握)	22
第62条	(その他の運転及び維持管理に関する条件)	22
第63条	(下水道施設改築業務の実施)	23
第64条	(浄化槽管理業務)	23
第65条	(料金徴収・窓口関係業務)	23
第66条	(業務の時間)	23
第67条	(システム保守業務)	23
第68条	(緊急時対応業務)	23
第69条	(附帯業務事業)	23
第70条	(任意業務)	23
第5章	サービス対価	24
第71条	(サービス対価の支払)	24
第72条	(サービス対価の変更)	24
第6章	損害賠償及び保険	24
第73条	(損害賠償)	24
第74条	(履行遅滞の場合における損害金等)	25
第75条	(保険)	25
第76条	(不正行為に対する違約金)	25
第7章	運営期間の変更及び解除又は終了	25
第77条	(業務マニュアル)	25
第78条	(運営期間の変更方法)	26
第79条	(市の請求による運営期間の変更)	26
第80条	(市による契約解除)	26
第81条	(事業者による契約解除)	27
第82条	(契約期間満了による終了)	27
第83条	(契約終了時の措置)	28

第8章 補則条項	28
第84条 (表明及び保証)	28
第85条 (金融機関との協議)	29
第86条 (不可抗力)	29
第87条 (法令変更に伴う通知)	29
第88条 (法令変更に伴う協議及び追加費用の負担)	30
第89条 (契約の変更)	30
第90条 (準拠法及び管轄裁判所)	30
第91条 (個人情報の保護)	30
第92条 (協議)	30
別紙1 更新に係る委託業務の実施要領.....	31
別紙2 サービス対価の構成及び金額.....	33
別紙3 事業者が加入する保険.....	39

第1章 総 則

(総則)

第1条 市及び事業者は、以下の契約条項に定めるものの他、要求水準書、募集要項並びに事業提案書に基づき、日本国の法令を遵守し、この契約（以下の契約条項、要求水準書、募集要項並びに事業提案書を内容とする上下水道事業の包括委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

- 2 事業者は、本事業（以下に定義する。）の実施に当たり、関連法令等を遵守する。
- 3 市は、この契約に伴う水道法（昭和32年法律第37号）、下水道法（昭和33年法律第79号）及び浄化槽法（昭和58年法律第43号）上の責任を負うものとし、事業者は、この契約に伴う業務履行上の責任を負うものとする。
- 4 この契約の履行に関して市と事業者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 5 この契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 6 この契約の履行に関して市と事業者との間で用いる計量単位は、契約図書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 7 この契約における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 8 この契約に定める時刻は、日本標準時とする。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

(用語の定義)

第2条 この契約において使用する用語の定義は、次のとおりである。

- (1) 「運営開始日」とは、事業者が本事業を開始すべき日をいい、令和9年4月1日とする。ただし、第39条の規定により運営開始日が延期された時は、当該延期後の日とする。
- (2) 「運営期間」とは、事業者がこの契約に基づき、業務を実施する期間をいう。
- (3) 「株主間協定」とは、事業者の株主である市、●、●及び●が令和●年●月●日に締結した株主間協定書をいう。
- (4) 「契約締結日」とは、この契約について市と事業者が合意し、この契約に係る包括委託仮契約書に記名押印した日をいう。
- (5) 「契約発効日」とは、この契約の停止条件が成就し、この契約の効力が発生した日をいう。
- (6) 「業務準備期間」とは、契約発効日から令和9年3月31日までの期間をいう。
- (7) 「許認可等」とは、許可、認可、承諾、検査、確認、同意、届出その他国又は地方公共団体によるこれらに類似する処分行為をいう。
- (8) 「事業提案書」とは、事業者が募集要項に従い市に提出した事業提案書及び募集要項に従い実施したヒアリングの結果、並びに事業提案書に関し市に提出した回答書、説明書等の一切の書類及び図書をいう。
- (9) 「消費税等」とは、消費税及び地方消費税をいう。
- (10) 「成果物」とは、この契約又は市の要求に基づき提出した書類、資料、図面その他の図書等の一切をいう。
- (11) 「著作権」とは、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに

規定する権利をいう。

- (12) 「著作物」とは、著作権法第2条第1項第1号に規定する著作物（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラム、著作権法第12条の2第1項に規定するデータベースを含む。）をいう。
 - (13) 「特許権等」とは、特許権、実用新案権、商標権その他日本国の法令及び国際法に基づき保護される第三者の権利をいう。
 - (14) 「年度」とは、4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。
 - (15) 「募集要項」とは、本事業に関し市が令和●年●月●日に公表した糸魚川市ガス事業譲渡及び上下水道事業包括委託募集要項（その後の修正及び変更並びに質問回答を含む。）をいう。
 - (16) 「本件施設」とは、要求水準書に定める事業対象施設をいう。
 - (17) 「本事業」とは、募集要項に定義される事業をいう。
 - (18) 「本優先交渉権者」とは、募集要項に従い本事業の優先交渉権者に選定された応募企業又は応募グループをいう。
 - (19) 「要求水準」とは、この契約及び要求水準書並びにその他の市と事業者の合意、市の指示等に従い市が事業者に要求する本事業における業務の水準をいう。
 - (20) 「要求水準書」とは、市が令和●年●月●日に公表した糸魚川市上下水道事業包括委託要求水準書（付属資料、公表後の修正及び変更、並びに質問回答を含む。）をいう。
 - (21) 「要求水準の未達」とは、事業者による本事業の結果が要求水準に達していないことをいう。
- 2 この契約において定義されない用語で、要求水準書に定義される用語は、要求水準書の定義と同一の意味を有するものとする。

（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

- 第3条 事業者は、本件施設が上下水道施設としての公共性を有することを十分理解し、本事業の実施にあたっては、その趣旨を尊重するものとする。
- 2 市は、業務が民間事業者の創意工夫の発揮によって実施されることを十分理解し、その趣旨を尊重するものとする。

（指示等及び協議の書面主義）

- 第4条 この契約に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、通告、合意、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行われなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、市及び事業者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、市及び事業者は、口頭で指示等を行った日から7日以内に、指示等の内容を書面に記載し、相手方に交付するものとする。
- 3 市及び事業者は、この契約に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

（事業の手段）

- 第5条 事業者は、特に定めがある場合又は前条の指示等若しくは市及び事業者の協議がある場合を除き、本事業の実施に必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

(秘密の保持)

第6条 市及び事業者は、次の各号に定める場合及びこの契約において別段の定めがある場合を除き、この契約の履行に伴い相手方から守秘情報として提供された情報（以下「秘密情報」という。）を、第三者に対して開示しないものとする。

- (1) 秘密情報を受領した当事者（以下「情報受領者」という。）の責に帰すべき事由によらずに公となった情報を開示する場合
- (2) 第三者から適法に入手した情報を開示する場合。ただし、第三者からの情報の入手について守秘義務が課せられていない場合に限る。
- (3) 情報受領者が秘密情報の受領時に、守秘義務を負うことなく適法に所持していた情報を開示する場合
- (4) 法令又は条例により開示が義務付けられる場合において、法令条例上必要である範囲内において開示する場合
- (5) 市又は事業者の弁護士、公認会計士又は税理士に対して、必要である範囲内において開示する場合
- (6) 本条と同等の守秘義務を負担するアドバイザーに対し、この契約の遂行に必要である範囲内において開示する場合
- (7) 相手方が書面により承諾した場合
- (8) この契約が解除された場合、この契約の期間が満了した場合その他の事由により本契約が終了した場合において、本件施設に関する業務を承継する者に対して事業実施計画及び第77条に定める業務マニュアルを開示する場合
- (9) この契約の終了後に本件施設の運転業務、維持管理業務等の事業者を公募するために必要な場合
- (10) 事業者が、その株主に対して、本条と同内容の守秘義務を課したうえで開示する場合

2 前項の義務は、この契約終了後5年間存続するものとする。

(履行の保証・契約保証金)

第7条 事業者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を市に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は市が確実と認める金融機関等の保証
- (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、各年度において当該年度の業務履行に対して支払われるサービス対価（消費税等を含む。）のうち固定費の総額の10分の1以上としなければならない。

3 事業者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第80条第3項各号に掲げる者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

4 第1項の規定により、事業者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したと

きは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

- 5 サービス対価の変更があった場合には、保証の額が変更後の当該年度の業務履行に対して支払われるサービス対価（消費税等を含む。）の総額の10分の1に達するまで、市は、保証の額の増額を請求することができ、事業者は、保証の額の減額を請求することができる。

（起債・交付金申請への協力）

第8条 事業者は、市による本事業に係る起債及び交付金の申請について、書類作成等への合理的な協力を行うものとする。

- 2 事業者の責に帰すべき事由により、事業者が前項の規定に従い作成又は作成に協力すべき書類の提出を遅延した場合、事業者は、市に対し、当該遅延により市に生じた損害（当該遅延から生じる増加費用を含む。以下本条において同じ。）を賠償するものとする。
- 3 前項の場合を除き、市が行う本事業に係る起債及び交付金申請に関して損害が発生した場合の責任は、市が負うものとする。

（事業者の責任等）

第9条 事業者は、この契約に別段の定めのある場合を除き、本事業実施に係る一切の責任を負うものとし、本事業の実施に関連する一切の費用は、この契約において特に市が負担するものと定める費用を除き、全て事業者が負担する。

- 2 本事業に関する事業者の資金調達は、全て事業者が自己の責任及び費用において行うものとする。
- 3 この契約に別段の定めのある場合を除き、事業者の本事業実施に関する市による請求、勧告、通知、確認、承認、承諾若しくは立会い又は事業者から市に対する通知、報告若しくは説明を理由として、事業者は、いかなるこの契約上の事業者の責任をも免れず、当該請求、勧告、通知、確認、承認、承諾若しくは立会い又は通知、報告若しくは説明を理由として、市は何ら責任を負担しない。
- 4 事業者は、再委託先の全てを管理監督し指導するものとし、本事業遂行上の市の意向を、再委託先全体に周知徹底させるものとする。

（公租公課の負担）

第10条 事業者は、この契約に別段の定めがある場合を除き、本事業に関連して事業者に生じる一切の租税を負担する。

- 2 市は、事業者に対し、この契約の定めに従い、サービス対価に係る消費税等の支払債務を負担する。

（市が実施する業務との調整等）

第11条 事業者は、本事業に関連して市がその責任及び費用において行う污水管路施設等改築工事業務、市が管理するその他の関連工事と、事業者の業務が密接に関連する場合において、市が必要があると認めるときは、スケジュールの調整その他市の実施する業務に協力するものとし、合理的な範囲で便宜の提供を行うものとする。

- 2 前項の協力及び便宜の提供に要する費用は、事業者の負担とする。

(契約の譲渡等)

- 第12条 事業者は、この契約によって生ずる権利又は義務、契約上の地位を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、市の事前の承諾がある場合は、この限りでない。
- 2 事業者は、本件施設を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的としてはならない。

(再委託等)

- 第13条 事業者は、本事業を実施するにあたり、第三者に再委託し、又は請け負わせる必要がある業務について、市の承諾を受けた場合に限り、その業務を要求水準書に定める要件を充足する他の者に再委託し、又は請け負わせることができる。
- 2 事業者は、前項の承諾を受けようとするときは、あらかじめ、業務の概要、委託し又は請け負わせることとなる者の商号又は名称その他必要な事項を市に申請し、市の承諾を得なければならない。

(事業者の誓約事項等)

- 第14条 事業者は、市に対し、運営期間中、次の各号に掲げる事項を維持することを誓約する。
- (1) 事業者が、会社法（平成17年法律第86号）に基づき適法に設立され、有効に存続する株式会社であること。
 - (2) 事業者の本店所在地は、新潟県糸魚川市内であること。
 - (3) 事業者の資本金は〔提案金額による〕円以上であること。
 - (4) 事業者の定款に、市から譲渡を受けたガス事業及び本事業並びにこれらに関連又は附帯する事業を遂行することのみを目的として定めていること。
 - (5) 事業者の定款に、事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日まで（事業者設立の日の属する事業年度においては事業者設立の日から最初に到来する3月31日まで）とする定めを置いていること。
 - (6) 事業者の定款に、会社法第107条第2項第1号に基づく株式の譲渡制限の定めを置いていること。ただし、同法第107条第2項第1号ロに定める事項及び同法第140条第5項ただし書にある別段の定めを置いていないこと。
 - (7) 事業者の定款に、会社法第108条第2項各号に定める種類株式に関する事項及び同法第109条第2項に定める株主ごとに異なる取扱いを行う旨の定めを置いていないこと。
 - (8) 事業者の定款に、募集株式の割当てに関する会社法第204条第2項ただし書にある別段の定め及び募集新株予約権の割当てに関する同法第243条第2項ただし書にある別段の定めを置いていないこと。
 - (9) 事業者の定款に、会社法第326条第2項に定める取締役会、監査役及び会計監査人を設置する旨の定めを置いていること。
- 2 事業者は、運営期間中、次の各号に定める義務を負うものとする。
- (1) 本事業に係る業務以外の業務を行ってはならない。ただし、市から譲渡を受けたガス事業及び市の事前の書面による承諾を得て任意業務を行う場合は、この限りでない。
 - (2) 定款及び商業登記簿謄本の内容を変更し、又は株主構成が変更された場合（ただし、株主間協定に定めるところにより、市の承諾が必要である場合

- は、その承諾を得た場合に限る。）、変更後の定款の原本証明書付きの写し又は商業登記簿謄本の全部事項証明書を添えてその変更内容を市に報告しなければならない。ただし、合理的な理由なく、定款を変更してはならない。
- (3) 市の事前の書面による承諾がある場合を除き、事業の譲渡若しくは譲受、合併、会社分割、株式併合、株式交換、株式移転又は組織変更等、事業者の会社組織上の重要な変更を行ってはならない。
 - (4) 株主から株式譲渡の承認を請求されたときは、当該譲渡について市の事前の書面による承諾を受けていることを確認した後でなければ当該譲渡を承認する取締役会決議を行ってはならない。
 - (5) 市の事前の書面による承諾がある場合を除き、株式、新株予約権又は新株予約権付社債の発行をしてはならない。市の事前の書面による承諾を得た上で、株式、新株予約権又は新株予約権付社債の発行をする場合は、当該株式等の取得予定者をして、株主間協定に定める書面をあらかじめ市に提出させるものとする。
- 3 事業者は、運営期間中、次の各号に定める書類の提出義務を負うものとする。
- (1) 事業者は、本事業に関する各業務を委託し、又は請け負わせる再委託先との間で、それぞれ当該業務の委託又は請負に関する業務委託契約、請負契約又はこれらに代わる覚書等を締結するものとし、締結後速やかに当該契約書等の写しを市に提出しなければならない。また、当該契約書等を変更した場合、変更後速やかにその変更後の契約書等の写しを市に提出しなければならない。ただし、事業者は、本事業に係る業務の全てを一括して第三者に委託し又は請け負わせてはならない。
 - (2) 事業者は、運営期間中、各年度の3月末日まで（ただし初年度は本契約締結後30日以内）に翌年度の予算の概要及び事業計画書を別途市が指定する方法に従って作成し、市に提出しなければならない。なお、市は、当該予算の概要及び事業計画書を公開することができる。
 - (3) 事業者は、運営期間中、各年度終了後速やかに（ただし、遅くとも各年度終了後3か月以内に）当該年度の計算書類等（会社法第435条第2項にいう計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書をいう。）を別途市が指定する方法に従って作成し、監査役及び会計監査人による監査を受けた上で、市に提出しなければならない。なお、市は、当該計算書類等を公開することができる。
- 4 事業者は、この契約に規定する事業者の義務の履行が終了し、かつ本契約終了後1年を経過する日まで解散してはならない。ただし、株主間協定に従い、事前に市の承諾を得て解散する場合はこの限りではない。

（暴力団関係者の排除等）

- 第15条 事業者は、市に対し、自ら（法人の場合は、取締役及び監査役又は実質的に経営を支配する者。以下同じ。）が次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約する。
- (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員
 - (3) 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - (4) 暴力団準構成員
 - (5) 暴力団関係企業

- (6) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
 - (7) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (8) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (9) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (10) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (11) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 事業者は、自ら又は第三者を利用して、次の各号に該当する行為を行わないことを表明し、確約する。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 提携して実施する業務に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 市は、事業者が前二項に違反した場合は、事業者に対し、催告することなく直ちに事業者との全ての取引及び契約を解除することができ、これによって被った損害の賠償を請求することができる。なお、市は当該解除により事業者に損害が生じて、これを理由とする一切の損害賠償等の義務を負わない。
- 4 事業者が、第1項各号のいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方とすることとしていた場合において、市が事業者に対して当該契約の解除を求めた場合には、事業者はこれに従わなければならない。

(著作権の譲渡等)

- 第16条 事業者は、成果物が著作物に該当する場合には、当該成果物に係る事業者の著作権を、その引渡時に市に無償で譲渡するものとする。この場合において、事業者は、自ら又は著作者（事業者を除く。）をして、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に定める権利を行使し又は行使させてはならない。
- 2 市は、成果物が著作物に該当するとしなにかかわらず、当該成果物の内容を事業者の承諾なく自由に公表することができる。ただし、当該成果物が事業者独自のノウハウや知見を盛り込む書類（事業提案書を含むがこれに限られない。）である場合、市は公表前に事業者と公表可否について協議を行うものとする。
- 3 市は、成果物が著作物に該当する場合には、事業者が承諾したときに限り、既に事業者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 4 事業者は、成果物が著作物に該当する場合において、市が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、市は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を事業者の承諾なく自由に改変することができる。
- 5 事業者は、成果物が著作物に該当するとしなにかかわらず、市が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、若しくは当該成果物の内容を公表することができる。
- 6 市は、事業者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条

第1項9号に規定するプログラムの著作物をいう。)及びデータベース(著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。)について、事業者が承諾した場合には、別途合意するところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

(著作権の侵害防止)

第17条 事業者は、成果物が、第三者の有する著作権を侵害するものでないことを市に対して保証する。

- 2 事業者は、成果物が第三者の有する著作権を侵害した場合において、当該第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、事業者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずる。

(特許権等の使用)

第18条 事業者は、特許権等の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、市がその履行方法を指定した場合において、特許権等の対象物である旨の明示がなく、かつ、事業者がその存在を知らなかったときは、市は、事業者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(特許権等の実施権及び使用権の付与)

第19条 事業者は、市が本事業の実施に必要な特許権等の対象となっている技術等の実施権及び使用権(本市から許諾されるものを除く。)がある場合は、自らの責任で市にこれを付与し、又は当該特許権等の権利者をして市に付与せしめる。

- 2 前項に規定する、事業者が保有する特許権等についての実施権又は使用権は、この契約終了後も本件施設の存続中は有効に存続する。また、事業者は、前項に規定する許諾の対象となる特許権等が事業者及び第三者の共有に係る場合又は第三者の所有に係る場合は、上記実施権及び使用権の付与につき当該特許権等の共有者全員又は当該第三者の同意を得ていることを保証し、かかる同意を得ていないことにより市に生じた損害を賠償しなければならない。
- 3 事業者は、サービス対価が、第1項の特許権等の実施権及び使用権の付与その他の権限の市による取得の対価及び事業者がこの契約又は市の請求に基づき市に提出した成果物の使用に対する対価を含むものであることを確認する。

(優先関係)

第20条 この契約は、要求水準書、募集要項及び事業提案書と一体の契約であり、これらはいずれもこの契約の一部を構成する。この契約の規定に基づき、市と事業者との間で別途締結される契約は、いずれもこの契約の一部を構成する。

- 2 この契約と要求水準書、募集要項及び事業提案書の間で食い違いが生じたときは、この順に優先して適用される。
- 3 要求水準書と事業提案書の間で食い違いが生じたときは、要求水準書が優先する。ただし、事業提案書の内容が要求水準書で定める業務の仕様又は水準より優れているときは、当該優れている範囲で事業提案書が優先する。

第2章 運営期間及び範囲等

(運営期間及び業務準備期間)

第21条 運営期間は、運営開始日から令和19年3月31日までの10年間とし、契約発効日から運営開始日の前日までを業務準備期間とする。

- 2 業務準備期間における具体的な業務の実施方法等についてはこの契約、要求水準書及び事業提案書に従い事業者が定めるものとし、本事業開始のための準備を行うものとする。

(法令の遵守等)

第22条 事業者は、関係法令を遵守するとともに、善良な管理者の注意をもって、本事業を実施しなければならない。

(監督職員)

第23条 市は、事業者による本事業の履行を監督するとともに、事業者との連絡・交渉にあたらせるため、監督職員を置くものとする。

- 2 市は、前項により監督職員を置いたときは、その氏名及び所属を事業者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。
- 3 監督職員は、次の各号に掲げる権限を有する。
 - (1) 契約の内容に関する事業者の確認の申出又は質問に対する回答
 - (2) 契約の履行に関する事業者又は事業者の統括管理責任者との協議
 - (3) 事業者の総括責任者及びその他の従事者が不適と認められる場合の交替要求
- 4 前項の規定による監督職員の指示及び回答は、書面により行われるものとする。
- 5 契約に定める書面の提出及び受領は、監督職員により行われるものとする。

(総括責任者、副総括責任者及び業務責任者)

第24条 事業者は、本事業全般の管理をつかさどる総括責任者及び再委託する業務を監理する副総括責任者（事業者が自ら業務責任者を配置せず、再委託する業務がある場合に限る。）を定め、要求水準書に従い選定理由書を付して、その選定を市に届け出なければならない。総括責任者及び副総括責任者を変更したときも同様とする。

- 2 総括責任者及び副総括責任者は要求水準書で定める要件を満たしていなければならない。
- 3 総括責任者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統括を行うほか、サービス対価の変更、運営期間の変更、サービス対価の請求及び受領、次条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係わる権限を除き、この契約に基づく事業者の一切の権限を行使することができる。
- 4 事業者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを総括責任者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を市に通知しなければならない。
- 5 事業者は、水道事業の管理業務の業務責任者、下水道事業及び浄化槽事業の管理業務の業務責任者、料金徴収・窓口関係業務の業務責任者、水道事業改築業務及び水道事業各種調査計画策定業務の業務責任者並びに下水道事業の処理場施設等・管路施設の改築業務及び下水道事業各種調査計画策定業務の業務責任者をそれぞれ定め、要求水準書に従い選定理由書を付して、その選定を市に届

- 6 け出なければならない。それらの責任者を変更したときも同様とする。
- 7 前項の責任者は、要求水準書で定める要件を満たしていなければならない。
- 7 総括責任者、副総括責任者及び業務責任者の兼務の可否は、要求水準書に定めるところによる。

(業務責任者等に対する措置請求)

- 第25条 市は、前条の総括責任者、副総括責任者及び業務責任者若しくはその他の事業者の使用人又は第13条第1項の規定により事業者から業務を再委託され、又は請け負った者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、事業者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 事業者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項に対する対応について決定し、その結果について請求を受けた日から10開庁日以内に市に報告しなければならない。
- 3 事業者、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、市に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 4 市は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果について請求を受けた日から10開庁日以内に事業者に通知しなければならない。

(貸与品等)

- 第26条 市が事業者に貸与し、又は支給する図面その他業務に必要な物品（以下「貸与品」という。）の名称、数量等、引渡し場所及び引渡し時期は、市が業務準備期間中に定めるものとする。
- 2 事業者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、市に借用書を提出しなければならない。
- 3 事業者は、貸与品を善良な管理者の注意を持って使用し、及び管理しなければならない。
- 4 事業者は、貸与品が業務の完了、契約の終了、この契約の変更等によって不用となったときは、不用となった貸与品を速やかに市に返還しなければならない。
- 5 事業者は、故意又は過失により貸与品を紛失若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、市の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(現場と業務内容が一致しない場合の修補義務)

- 第27条 事業者は、業務を行うにあたり、次の各号の一つに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに市に通知し、その確認を請求しなければならない。
- (1) この契約書、要求水準書又は募集要項の内容又は記載に食い違いがあること（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。)
- (2) この契約書、要求水準書又は募集要項に誤り又は脱漏があること。
- (3) この契約書、要求水準書又は募集要項の表記が明確でないこと。
- (4) 業務履行上の制約等、要求水準書及び募集要項に示された履行条件が、実際と相違すること。
- (5) 募集要項又は要求水準書に明示されていない履行条件について、予期するこ

とのできない特別な状態が生じたこと。

- 2 市は、前項の規定による確認を請求されたとき、又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、事業者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、事業者が立会いに応じない場合には、事業者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 市は、事業者の意見を聴いて、前項の調査の結果（これに対して取るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を事業者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、事業者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、市は、この契約又は要求水準書の訂正又は変更を行わなければならない。
- 5 前項の規定によりこの契約、要求水準書の訂正又は変更が行われた場合において、事業者は、必要があると認められるときは、第35条及び第36条の計画書の訂正又は変更を行うものとする。
- 6 第4項の規定によりこの契約、要求水準書の訂正又は変更が行われた場合において、市は、必要があると認められるときは、運営期間若しくはサービス対価を変更し、又は事業者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（契約及び要求水準書の変更）

- 第28条 市は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、事業者に対して変更の内容を通知して、この契約又は要求水準書を変更し、変更に応じた第35条及び第36条の計画書の変更を事業者に指示することができる。この場合において、市は、必要があると認められるときは運営期間若しくはサービス対価を変更し、又は事業者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（事業者の提案又は請求による要求水準書の変更）

- 第29条 事業者は、要求水準書に定める事項について、技術的若しくは経済的に優れた代替方法その他改良事項（改善ないし効率化する事項を含む。）を発見し、又は発案したときは、市に対して、当該発見又は発案に基づき要求水準書又は事業提案書の変更を提案することができる。かかる場合、市は、事業者との協議に応じなければならない。市は、かかる協議が整った場合、必要に応じて要求水準書の変更を行うものとし、この場合の運営期間又はサービス対価の変更については、市及び事業者の合意したところによるものとする。
- 2 前項に規定するほか、事業者は、この契約の締結後に合理的な必要が生じた場合（ただし、法令等の変更があった場合及び不可抗力による場合を除く。）、要求水準書の変更を市に請求することができる。かかる場合、市は、事業者との協議に応じなければならない。市は、かかる協議が整った場合、要求水準書の変更を行うものとし、この場合のサービス対価の変更については、市及び事業者の合意したところによるものとする。
 - 3 前二項に基づき要求水準書又は事業提案書を変更するときは、市及び事業者で協議の上、変更内容に応じ、市が要求水準書を、事業者が事業提案書及びこの契約に基づき作成した事業実施契約書等を、それぞれ適切に変更する。

- 4 市は、第1項に規定する事業者の提案を受けた場合において、必要があると認められるときは、市及び事業者の合意したところに基づきこの契約の内容を変更することができる。

(ユーティリティー等の調達)

第30条 事業者は、自己の責任と応用により、業務の実施に必要な電力、水道、薬品及びガスその他の燃料等を調達しなければならない。

- 2 事業者は、自己の責任と応用により、業務の実施に必要な全ての消耗品類、資機材、事務備品その他物品を調達しなければならない。

(臨機の措置)

第31条 事業者は、事故若しくは災害が発生したとき又は発生するおそれがあるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ市の意見を聴かなければならない。ただし、緊急・やむを得ない事情があるときは、この限りではない。

- 2 事業者は、前項の場合において、措置の内容を市に直ちに報告しなければならない。
- 3 市は、事故及び災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、事業者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 市は、回復不可能な損害が発生し、本事業に著しい支障が生じかつ客観的なおそれがあると合理的に認めるときは、事業者に本事業の全部又は一部の停止を命じた上で、当該事業を直接実施することができる。この場合において、事業者は、市による本事業の実施に協力する。
- 5 事業者が第1項又は第4項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、事業者がサービス対価の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、市がこれを負担する。

(業務の中止)

第32条 天災等であって、事業者の責に帰することができないものにより施設現場の状態が著しく変動したため、事業者が業務を行うことができないと認められるときは、市は、業務の中止を直ちに事業者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

- 2 市は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を事業者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 3 市は、第1項及び第2項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは運営期間若しくはサービス対価を変更し、又は事業者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき、若しくは事業者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

第3章 運営準備等

(引継ぎ及び本件施設の確認)

第33条 事業者は、業務準備期間において、要求水準書の定めるところに従い、市及び契約発効日における本件施設の維持管理業務事業者から、業務の引継ぎを受けるものとする。

- 2 市と事業者は、業務準備期間において、本件施設の性状、規格、機能、数

- 括、その他の内容について、要求水準書の定めるところに従い確認するものとする。
- 3 事業者は、前項の確認の結果を踏まえ、第35条及び第36条の計画書を作成するものとする。
- 4 第2項の確認の結果、本件施設について、種類又は品質に関して契約の内容の適合しないこと（以下「契約不適合」という。運営開始日時点で、当該施設において法令上又は要求水準上求められる基準を満たさないこととなる物理的な契約不適合であって、市が事業者に事前に開示した資料及びこの契約締結前に本優先交渉権者又は事業者が知り得た情報から合理的に予測することができないものに限る。以下本条において同じ。）が判明した場合、当該契約不適合に起因して事業者が発生する本事業の実施に要する追加費用は、市がこれを負担する。

（運営の実施体制）

- 第34条 事業者は、業務準備期間において、運営開始日に本事業を開始するための業務実施体制を自らの責任において確立するものとする。
- 2 事業者は、運営期間中、その責任において、本事業を履行する上で適正かつ必要な人員を確保し、かつ本事業の履行に必要な有資格者を配置しなければならない。
- 3 事業者は、運営期間中、前項の有資格者を選定し、又は選定した者を変更したときは、速やかに市に届け出なければならない。

（事業実施計画書等）

- 第35条 事業者は、業務準備期間において、要求水準書の定めに従い、事業実施計画書を作成し、市の承諾を受けなければならない。市は、事業実施計画書が要求水準書と一致していない場合には、事業者に対し補正を命ずることができる。
- 2 事業者は、前項に従い市の承諾を受けた事業実施計画書に従い、準備業務及び本事業を実施しなければならない。
- 3 事業者は、要求水準書の定めるところに従い、業務準備期間中にチェックシート類を作成しなければならない。

第4章 事業の実施

第1節 総則

（計画書）

- 第36条 事業者は、運営期間において、要求水準書の定めるところに従い各年度の年間運営計画書を作成し、市に提出するものとする。市は、年間運営計画書が要求水準書と一致していない場合には、事業者に対し補正を命ずることができる。
- 2 事業者は、前項に従い提出する年間運営計画書について、当該年度の事業開始14日前までに市の承諾を得なければならない。
- 3 事業者は、市の承諾を受けた年間運営計画書を変更するときは、あらかじめ市の承諾を得た上で変更計画書を作成し、作成した変更計画書について市の承諾を得なければならない。
- 4 事業者は、前二項により承諾を受けた年間運営計画書に従って本事業を実施し

なければならない。

- 5 市は、必要があるときは、承諾した年間運営計画書に対して変更を求めることができる。
- 6 前項に従い年間運営計画書が変更された場合に、変更により事業者に損害が生じたときは、市はその費用を負担しなければならない。ただし、事業者の責に帰することができる事由により変更されたときは、この限りでない。
- 7 事業者は、市から改善指示を受けたときは、要求水準書に定めるところに従い改善計画書を作成し、市に提出しなければならない。

(業務時間)

第37条 事業者が業務として実施する本件施設の運転管理及び維持管理は、通年24時間連続とする。

(許認可等の取得)

- 第38条 事業者は、法令上定める資格を有する者が実施すべき業務を実施する際には、それぞれ必要な資格を有する者に担当させるものとする。
- 2 事業者は、市から、本事業を遂行するために必要な事務室等の使用許可を取得して使用するものとする。
 - 3 前項のほか、事業者は、本事業の実施に必要なその他の許認可等を、その責任と費用により取得する。
 - 4 市は、前項に定める事業者による当該許認可等の取得に必要な協力を行うものとする。

(事業の開始)

- 第39条 事業者は、運営開始日から、本事業を開始しなければならない。ただし、次に掲げる条件の全部又は一部が満たされなかった場合（市が充足しないことを認めた条件を除く。）、市は運営開始日を延期することができる。
- (1) 第7条第1項に定める保証の付与が完了していること
 - (2) 第14条第3項に従い、運営開始日までに市に提出すべき書面が提出されていること
 - (3) 第24条に定める責任者の届出が完了していること
 - (4) 第33条第2項に定める本件施設の確認が完了していること
 - (5) 第34条に定める業務実施体制を確立し、有資格者が配置されていること
 - (6) 第35条に定める事業実施計画書を作成し、市の承諾を得ていること及びチェックシート類を作成していること
 - (7) 第36条に定める初年度の年間運営計画書を作成し、市の承諾を得ていること
 - (8) 第38条に定める許認可等の取得が完了していること
 - (9) 第77条に定める業務マニュアルを作成し、市の確認を得ていること
 - (10) 市が必要と認める場合は、第85条に定める市と金融機関等との間の直接協定が締結されていること
 - (11) 事業者がこの契約に対する重大な義務違反がないこと
 - (12) 市と事業者との間で糸魚川市ガス事業譲渡契約書が締結されており、事業者の当該契約に対する重大な義務違反がないこと

第2節 業務報告及びモニタリング

(業務日報の作成)

- 第40条 事業者は、要求水準書の定めるところに従い、毎日の業務について業務日報を作成し、保管するものとする。事業者は、市から請求があった場合、速やかに市に業務日報を提出しなければならない。
- 2 市は、業務日報の内容について、事業者に説明を求めることができるものとする。また、市は、事業者が本事業に関し所持しているその他の資料の提出を求めることができる。

(業務の報告)

- 第41条 事業者は、要求水準書に定めるところに従い、月間業務実施報告書及び年間業務実施報告書を作成し、市に提出するものとする。
- 2 月間業務実施報告書については、各月10日までに前月における報告書を市に提出しなければならない。年間業務実施報告書については、年度ごとに報告書を作成し、翌年度4月10日までに市に提出しなければならない。
- 3 市は、月間業務実施報告書及び年間業務実施報告書の内容について、事業者に説明を求めることができるものとする。また、市は、事業者が本事業に関し所持しているその他の資料の提出を求めることができる。

(実施状況の確認)

- 第42条 市は、運営期間において、事業者が実施する業務の質及び内容を確保するため、要求水準書に定めるところにより、業務の実施状況を自己の費用により確認する。
- 2 市は、要求水準書に定める事項に限らず、市における本事業の効率的な運営のために有益な事項について、事業者に対して報告を求めることができる。事業者は、報告を求められた事項が本事業と関連しない場合その他正当な理由がある場合を除き、市が報告を求めた事項について遅滞なく報告するものとする。

(市による監視、立入検査)

- 第43条 市は、随時、自らの費用で、自ら又は法的資格を有する第三者機関に委託することにより、水質検査その他環境計測を行うことができるものとし、事業者はこれに協力するものとする。ただし、市は事業者の業務に支障が生じないよう努めなければならないものとする。
- 2 市は、随時、自ら又は法的資格を有する第三者機関に委託することにより、原則として通常の営業時間内において、本件施設の機能について検査を行うことができるものとし、事業者はこれに協力する義務を負う。ただし、市は事業者の業務に支障が生じないよう努めなければならないものとする。
- 3 市（市から委託を受けた第三者機関を含む。）は、原則として通常の営業時間内において、事業者に通知をした上で本件施設へ立ち入ること、事業者に本事業に関連する事項についての口頭又は文書による説明を求めることその他前項の検査又は事業者の業務遂行状況の監視を行うために必要な事項を行い又は事業者が行うよう請求することができるものとし、事業者は、これらに応じるものとする。

(改善通告)

- 第44条 第38条による実施状況の確認の結果、要求水準の未達等が判明した場合に

は、市は事業者に対して、その是正のため、要求水準書に従って改善措置又は是正措置をとることを通告できるものとする。

- 2 事業者が前項の通告を受けたときは、要求水準書に従い、改善を実施し、市の確認を受けなければならない。
- 3 市は、第1項の通告を行ってもなお要求水準が達成等されなかったときは、要求水準書に従い、違約金を請求することができる。

第3節 水道施設に関する業務

(水道施設管理業務の実施)

第45条 事業者は、この契約、要求水準書及び事業提案書に基づき、運営期間中、水道施設管理業務を実施する。

(使用薬品の承認)

第46条 事業者が浄水処理に使用する薬品は、市の承認を得たものに限る。

(原水の確保)

第47条 水道水を安定的に供給するための原水の確保は、市が、自己の責任において、実施しなければならない。

(性能保証)

第48条 事業者は、市に対し運営期間を通じ要求水準書に定める供給水量、水質及びその他の性能を保証する。ただし、原水の水質の悪化が長期間継続することを原因とする場合は、事業者は市と協議して対応方針を決定するものとする。

(水質異常に対する措置)

- 第49条 浄配水場の浄水水質（以下「浄水水質」という。）が要求水準書に定める水質基準値を満たさないときは、事業者は、水質基準値を満たすよう速やかな対応を図るとともに、市にその状況を報告するものとする。
- 2 浄水水質が要求水準書に定める水質基準値を満たさない、又はそのおそれがあるときは（以下「水質異常」という。）、事業者は、直ちにその旨を市に報告し、市及び事業者は、要求水準書に規定する措置をとるほか、その対応を協議しなければならない。

(水道施設改築業務の実施)

第50条 事業者は、運営期間中、別紙1に定める実施要領に従い、水道施設の改築を実施しなければならない。

(施設改良等)

- 第51条 事業者は、業務を効果的に、かつ効率的に実施するため、あらかじめ市の承諾を得た上で、自己の責任と費用により、水道施設の一部について、必要な変更又は改良を行うことができる。
- 2 事業者は、業務を効果的に、かつ効率的に実施するため、あらかじめ市の承諾を得た上で、自己の責任と費用により、創意工夫を発揮するために自ら必要と

- 判断した設備を水道施設内に設置することができる。
- 3 事業者は、前項の設備を設置する際、必要最小限の範囲で水道施設に変更を加えることができる。ただし、事業者は当該変更の内容について、事前に市の承諾を得なければならない。
- 4 第2項の規定により、事業者が水道施設内に設置した設備の所有権は、事業者に帰属する。

(改良施設の撤去等)

第52条 事業者は、運営期間が終了する際、前条に基づき変更し、又は改良した施設を自己の責任と費用により、原状に復旧し、又は設置した設備を撤去しなければならない。ただし、市が事業者に対し、別段の指示を行った場合は、この限りではない。

(更新等の必要性に関する報告)

第53条 水道施設において、設備の更新又は補修の必要が生じた場合、事業者は、市に対し、補修又は更新が必要である設備の現況及びその理由を速やかに書面により報告するものとする。

(市による施設の更新及び補修)

- 第54条 市は、運営期間中、公益上の理由を検討した上で必要と判断した場合は、自らの責任及び費用負担により水道施設の更新及び補修を行うことができ、事業者はかかる更新又は補修に最大限協力しなければならない。
- 2 市は、前項の規定による更新又は補修を行う場合は、事前に事業者に対して通知し、当該更新又は補修に係る工事のうち、事業者の業務に調整が必要となる工事について、事業者と協議の上、実施する。
- 3 第1項の規定により市が実施する更新又は補修に起因して、本事業の実施が中断された場合又は水道施設が毀損した場合、市は、事業者に発生する本事業の実施に要する追加費用及び損害を負担する。
- 4 市は、自ら水道施設の更新又は補修を行うことにより、事業者の維持管理に要する費用が減少した場合、市は減少した費用相当額をサービス対価から減額することができるものとする。なお、当該減少した費用の算定は、市及び事業者が協議をした上で行うものとする。

(水道事業各種調査・計画策定業務の実施)

第55条 事業者は、この契約、要求水準書及び事業提案書に基づき、運営期間中、水道事業各種調査・計画策定業務を実施する。

第4節 下水道施設に関する業務

(下水道施設に関する業務の実施)

第56条 事業者は、この契約、要求水準書及び事業提案書に基づき、運営期間中、下水道施設に関する業務として、処理場施設等管理業務、処理場施設等改築業務、污水管路施設等管理業務、污水管路施設等改築業務及び下水道事業各種調査・計画策定業務を実施する。

(流入基準)

第57条 市は、流入水の水量及び水質が、要求水準書に示された想定流入水量、想定汚泥発生量等（以下「流入基準」という。）を満たすよう、下水道施設の管理者として可能な限りの努力を行うものとする。

- 2 市は、その故意又は過失によって流入基準を超える水量及び水質の流入水を下水道施設に流入させたことにより事業者に損害を生じたさせた場合、事業者に対しその損害を賠償する責任を負うものとする。

(水質異常に対する措置)

第58条 事業者は、下水の処理水質を要求水準書に定める放流水質基準（以下単に「放流水質基準」という。）に適合させて処理する義務を負うものとする。ただし、次条及び第60条に該当することを原因とする場合は、当該各条の定めによるものとする。

- 2 前条の流入基準を満たしている場合であって、事業者が放流水質基準を達成できなかったときは、市は、要求水準書に基づき、要求水準の未達の内容を明示した上で、事業者に対して改善計画書の提出を指示することができる。
- 3 前項に従って改善計画書が提出された場合で、改善計画書に定める期日までに当該要求水準の未達が是正されなかったときは、要求水準書に規定にする措置のほか、市は事業者に対して、事前に書面により通知した上で、その是正が完了するまでの間、サービス対価の支払を停止することができる。
- 4 市は、流入水が原因である場合又はやむを得ない事態による場合を除き、放流水質基準を満足できない状態が発生した場合若しくは改善計画書が期限内に提出されない場合又は改善計画書通りに業務を行わない場合、要求水準書に定めるところに従って違約金の請求、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。なお、やむを得ない事態については市と事業者が協議し合意・判断するものとする。

(流入水質が流入基準を満たさない場合)

第59条 下水道施設への流入水が水質に関する流入基準を満たさない場合は、事業者は市と協議して対応方針を決定するものとする。

(流入水量が流入基準を上回った場合)

第60条 流入水が、水量に関する流入基準を上回った場合（さらに流入水質も流入基準を満たさない場合も含む。）の取扱いは、事業者は市と協議して対応方針を決定するものとする。

(流入水の水量、水質の変化の把握)

第61条 事業者は、流入水量及び水質の監視を行い、流入水の水量又は水質が要求水準書に定める範囲を逸脱している場合、速やかに市に報告するものとする。

- 2 市は、流入水量及び水質について、流入基準の未達を生じさせる可能性の高い事実の発生を知った場合、速やかに事業者に通知するものとする。

(その他の運転及び維持管理に関する条件)

第62条 事業者は、流入水の処理に伴い発生する汚泥の処理について、要求水準書に従い脱水処理し、市が指定する場所に保管した上、排出者として法令に従い適正に処分する。

- 2 前項の他、下水道施設の管理に関する条件は、要求水準書に定めるところによる。

(下水道施設改築業務の実施)

第63条 事業者は、運営期間中、別紙1に定める実施要領に従い、下水道施設の改築を実施しなければならない。

- 2 第51条から第54条までの規定は下水道施設について準用する。

第5節 浄化槽管理業務

(浄化槽管理業務)

第64条 事業者は、この契約、要求水準書及び事業提案書に基づき、運営期間中、浄化槽管理業務を実施する。

第6節 料金徴収・窓口関係業務

(料金徴収・窓口関係業務)

第65条 事業者は、この契約、要求水準書及び事業提案書に基づき、運営期間中、料金徴収・窓口関係業務を実施する。

(業務の時間)

第66条 事業者が業務として実施する料金徴収・窓口関係業務は、市が定める営業時間内とする。

第7節 システム保守業務

(システム保守業務)

第67条 事業者は、この契約、要求水準書及び事業提案書に基づき、運営期間中、システム保守業務を実施する。

第8節 その他の業務

(緊急時対応業務)

第68条 事業者は、設備故障、漏水、道路陥没、苦情、大規模停電、地震等が発生した際には、適切に判断して対応するものとし、危機管理マニュアルを作成し、緊急時対応業務を行うこと。また、行った業務内容について記録し、市へ報告するほか、緊急時対応に必要な体制の整備及び事前の対策を講じること。

(附帯業務事業)

第69条 事業者は、この契約、要求水準書及び事業提案書に基づき、運営期間中、業務システムの再構築を検討して市に提案し、市が承認した場合は附帯業務としてこれを実施する。

(任意業務)

第70条 事業者は、この契約、要求水準書及び事業提案書に基づき、運営期間中、任意業務を実施することができる。ただし、任意業務を実施する場合は、事業者

は、要求水準書に定める任意業務計画書を作成して市に提出し、市の事前の承諾を得なければならない。

- 2 前項の定めにかかわらず、事業者は、事業者が実施義務を負う任意業務として事業提案書に記載した事業について、事業提案書に基づき実施する義務を負い、また、その内容を変更し、又は休止若しくは廃止する場合には、事前に市の承諾を得なければならない。

第5章 サービス対価

(サービス対価の支払)

第71条 市は、第41条第1項の月間業務実施報告書を受領したときは、受領した日から10日以内に月間業務実施報告書の内容を確認し、事業者はその結果を通知する。

- 2 事業者は、前項の通知を受けた後に、別紙2に規定する支払方法及び支払手続によりサービス対価の支払を請求する。
- 3 市は、前項の規定による請求を受けたときは、別紙2に規定する支払手続に従い、サービス対価を支払うものとする。
- 4 サービス対価は、固定費、変動費（実績）、変動費（水量）及び個別精算から構成されるものとし、その構成項目及び金額は別紙2のとおりとする。
- 5 消費税等率の変更があった場合は、サービス対価の見直しができるものとする。

(サービス対価の変更)

第72条 サービス対価は、別紙2に従い改定を行う。

- 2 市及び事業者は、この契約及び要求水準書に定めた業務内容の変更に応じてサービス対価を変更できるものとする。
- 3 前二項のほか、この契約の規定に基づくサービス対価の変更については、市と事業者との協議により定めるものとする。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合は市が定め、事業者に通知する。
- 4 前項の協議開始の日については、市が事業者の意見を聴いて定め、事業者に通知しなければならない。ただし、市がサービス対価の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、事業者は、協議開始の日を定め、市に通知することができる。
- 5 この契約の規定により、事業者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に市が負担する必要な費用の額については、市と事業者との協議で定める。

第6章 損害賠償及び保険

(損害賠償)

第73条 市及び事業者は、その責に帰すべき事由によりこの契約に違反し、この契約に定める債務を履行せず、又はこの契約の本旨に従った履行を行わず、相手方に対して損害を生じさせたときは、その損害を賠償する責任を負うものとする。

- 2 事業者の責に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、事業者は当該第

三者に対してその損害を賠償する義務を負う。事業者の責に帰すべき事由により市が第三者に対して損害賠償義務を負担したときは、市は事業者に対して求償権を行使することができる。

- 3 市の責に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、市は当該第三者に対してその損害を賠償する義務を負う。市の責に帰すべき事由により事業者が第三者に対して損害賠償義務を負担したときは、事業者は市に対して求償権を行使することができる。
- 4 この契約のいかなる規定にもかかわらず、事業者は、この契約に定める要求水準の未達時の事業者の責任及び性能保証未達時の事業者の責任を除き、本事業に関する契約不適合責任を一切負わない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第74条 事業者が市に対して金銭の支払を遅延した場合には、事業者は、遅延日数に応じ、国の債権に関する遅延利息の率に定める履行期日時点における率を乗じて計算した額を遅延損害金として支払うものとする。

- 2 第71条第3項の規定によるサービス対価の支払その他の市の事業者に対する支払が遅れた場合には、市は、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率に定める履行期日時点における率を乗じて計算した額を遅延損害金として支払うものとする。
- 3 本条に規定する遅延損害金は、賠償額の予定であり、遅延に伴う損害賠償は当該遅延損害金の支払に限られるものとする。

(保険)

第75条 事業者は、本事業に関し別紙3に定める保険に加入するものとする。

- 2 事業者は、前項の保険に加入したときは、保険証券又はこれに代わり保険加入を証する書面を市に提示して、市の確認を受けなければならない。

(不正行為に対する違約金)

第76条 事業者の役員又は使用人が、この契約に関して刑法（明治40年法律第45号）第96条の3の罪を犯したこと、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定に違反する行為を行ったこと、又は同法第8条の3において重用する同法第7条の2の規定による課徴金の納付命令を受けるような行為を行ったことが明らかになったときは、この契約が解除されるか継続されるかを問わず、事業者は市に対して、当該不正行為を行ったことにより市に生じた損害の賠償として、直前の年度のサービス対価の10分の1に相当する額を支払わなければならない。

- 2 前項の規定は、市に生じた損害の額が同項に規定する額を超える場合において、市が当該超える額の支払を事業者に請求することを妨げるものではない。

第7章 運営期間の変更及び解除又は終了

(業務マニュアル)

第77条 事業者は、業務準備期間において、要求水準書に従い業務マニュアルを作成し、この契約が終了するまで、本件施設に備え置くものとする。

- 2 事業者は、業務マニュアルを作成したときは、速やかに市に写しを提出するものとする。

- 3 事業者は、要求水準書の定める所に従い、適宜、業務マニュアルの内容を更新するものとし、業務マニュアルの内容を変更したときは、市に対し、速やかに更新後の業務マニュアルの写しを提出するものとする。
- 4 市は、この契約が終了した場合に備え、本件施設の運転、維持管理等の業務を引き継ぐ者、業務の引継を希望する者、その他市が引継事項を開示することが有益であると認める者に対して、業務マニュアルの全部又は一部を開示することができる。ただし、市は業務マニュアルのうち事業者が自己のノウハウ及び知見を含むとして特に指定した箇所については、当該開示前に事業者と協議を行わなければならない。
- 5 市は、運営期間中いつでも、事業者に対し業務マニュアルの内容の説明を求め、業務マニュアルの記載内容が不十分である場合にはこれを追記及び修正するように求めることができる。

(運営期間の変更方法)

第78条 運営期間の変更については、市と事業者との協議で定める。

- 2 前項の場合において、必要があると認められるときは、サービス対価の変更、及び事業者に損害を及ぼしたときの必要な費用の負担について市と事業者との協議により定めるものとする。

(市の請求による運営期間の変更)

第79条 市は、特別の理由により運営期間を変更する必要があるときは、運営期間の変更を請求することができる。

- 2 市は、前項の場合において、必要があると認められるときは、サービス対価を変更し、又は事業者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(市による契約解除)

第80条 市は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、運営開始日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 正当な理由なく、本事業の実施を放棄し、3日以上にわたりその状態が継続したとき。
- (3) 破産、会社更生、民事再生若しくは特別清算その他倒産法制上の手続について事業者の取締役会でその申立てを決議したとき、又は第三者（事業者の取締役を含む。）によりその申立てがされたとき。
- (4) 優先交渉権者が不正の方法により選定されたことが判明したとき、又は優先交渉権者の構成企業のいずれかに、第15条第1項各号及び同条第2項各号に掲げる該当する事由が発生したとき。
- (5) その責に帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。
- (6) 第24条に掲げる者を配置しなかったとき。
- (7) 要求水準書でこの契約の解除が認められるとき。
- (8) 第84条第1項第2号①から④までに掲げる事態が発生したとき。
- (9) 水道水の供給ができない事態が発生したとき。ただし、原水が原因である場合、市の責に帰すべき事由による場合及びやむを得ない事態による場合を除くものとし、やむを得ない事態については、市と事業者が協議して定める。

- (10) 放流水質基準を満足できないとき。ただし、流入水が原因である場合、市の責に帰すべき事由による場合及びやむを得ない事態による場合を除くものとし、やむを得ない事態については、市と事業者が協議して定める。
- (11) 改善計画書が期限内に提出されないとき、又は改善計画書通りに業務が行われないとき。ただし、やむを得ない事態による場合を除くものとし、やむを得ない事態については、市と事業者が協議して定める。
- (12) 第81条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (13) 事業者が第76条の規定に該当したとき。
- (14) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- 2 前項各号の事由の発生により、市が契約を解除した場合、事業者は市に対し、違約金を支払わなければならない。違約金は、この契約が解除された日が属する年度における業務履行に対して市が支払う金額の総額（消費税等を含む。）の10分の1に相当する額とする。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項の解除があったものとみなす。
 - (1) 事業者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 事業者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 事業者について再生手続開始の決定があった場合においては、再生債務者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された管財人
- 4 市は、業務が完了するまでの間は、第1項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。契約を解除したことにより事業者に生じた損害があった場合の賠償については市と事業者との協議で定める。
- 5 第82条及び第83条の規定は、本条により契約が終了する場合に準用する。

（事業者による契約解除）

- 第81条 以下に該当する場合、事業者は、市に対する通知により、直ちに契約を解除することができる。
- (1) 市が、請求書を受領したにもかかわらず、サービス対価の支払を1ヶ月以上遅延した場合
 - (2) 事業者の責に帰することができない事由により、本事業のサービス対価が3分の2以上減少したとき
 - (3) 事業者の責に帰さない事由により、本事業の遂行が不可能となった場合
 - (4) 市及び事業者間のガス事業譲渡契約第20条第4項に基づき、同契約が解除された場合
- 2 前項により契約が解除された場合（市の責に帰すことのできる事由による場合に限る。）、事業者は、市に対して、これにより生じた損害を請求することができる。
- 3 第82条及び第83条の規定は本条の規定により契約が終了する場合に準用する。

（契約期間満了による終了）

- 第82条 この契約の規定により契約が解除される場合を除き、契約期間満了によりこの契約は終了する。この場合、事業者は、市又は市から本件施設の運転若しくは維持管理業務を受託した者に対し、本件施設が要求水準書に定める契約期間

終了時の状態を満たしている状態で本件施設を引き継ぎ、業務マニュアルを交付するものとする。

- 2 市は、この契約の終了時に、自ら又は市の指名を受けた者に委託することにより、施設機能の確認を行うことができる。確認の結果、本件施設が適正な維持管理のもとでは想定できないような著しい機能低下が認められる場合、市は、事業者に対し、自らの負担により施設の機能回復を行うことを請求することができるものとする。
- 3 事業者は、市から前項の請求を受けたときは、速やかに機能回復の措置をとらなければならない。ただし、前項に定める著しい機能低下が、事業者の責に帰すべき事由に因らない場合は、当該機能回復措置に要する費用は市の負担とする。

(契約終了時の措置)

第83条 事業者は、運営期間の終了によりこの契約が終了したとき又はこの契約の規定により契約が解除されたときは、市の指定する者に本件施設の運転管理、維持管理、その他各種業務に関する研修・指導等を行うものとする。この場合の費用は、要求水準書及びその他の条項に特別の定めがある場合を除き、事業者が負担する。

- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項に規定する事業者による研修等を行わないことができる。
 - (1) 市が指定する者が事業者であるとき。
 - (2) 市が指定する者が、本件施設の研修等の必要がないことが明らかであることを記載した書面を市に提出し、市がこれを承諾したとき。
 - (3) 前二号の他、市が本件施設に関する事業者の研修等が必要ないと認めたとき。
- 3 この契約終了後においても、この契約に基づき発生し、存続している権利義務及び第6条第2項の履行のために必要な範囲で、この契約の規定の効力は存続する。
- 4 この契約が終了した後、市の指定する者に本事業に関連する情報の開示を求められた場合には、当該市の指定する者が当該開示情報に関する秘密保持義務を事業者に対して負う場合に限り、事業者は合理的な範囲これに協力するものとする。

第8章 補則条項

(表明及び保証)

第84条 事業者は、市に対し、この契約の契約締結日及び効力発生日現在において、次の各号に掲げる事実を表明し、保証する。

- (1) 事業者による本事業の遂行が、事業者に適用される一切の法令に違反しないこと。
- (2) 以下に規定する事由が生じておらず、また、事業者又はその役職員が第15条に違反することとなる事由が存在しないこと。
 - ① 破産の申立てをした場合又は第三者により破産の申立てを受け、破産手続開始決定がされた場合
 - ② 民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはその他法的倒産手続の開始の申立てをした場合、又は、第三者によりこれらの手続の開始の申立てを受けこれらの手続の開始決定がなされた場合

- ③ 小切手又は手形の不渡りがあった場合
- ④ 本号①から③に準ずる信用状況の悪化が認められる場合又はこの契約などに基づく業務が困難であると合理的に認められる場合
- (3) 公租公課を滞納していないこと。
- (4) 本事業の遂行に重大な悪影響を及ぼすおそれのある裁判手続又は行政手続が、裁判所又は公的機関（国、地方公共団体及び自主規制団体を含む。）において提起又は開始されておらず、また、事業者の知る限りにおいて、そのおそれが生じていないこと。
- (5) 市から指名停止の処分を受けていないこと。
- (6) この契約に関し、事業者が市に対して提供した情報が、事業者の知り得る限り、その重要な点において全て正確であること。
- 2 前項に規定された事項に変更が生じた場合、相手方に対して直ちに通知するものとする。

（金融機関との協議）

第85条 市は、本事業の継続性を確保するため、事業者に対し資金提供を行う金融機関等と協議し、直接協定を締結することができる。

（不可抗力）

- 第86条 不可抗力により、本件施設の運営が著しく困難となった場合又は本件施設に損傷を及ぼす可能性が生じた場合、事業者は、市の指示に従い対応するものとし、また、施設への被害、業務への影響を軽減するために合理的な努力を行う義務を負うものとする。これにより発生する費用の負担は市と事業者が協議して定める。
- 2 不可抗力により本件施設が損傷した場合、市の費用と責任において修繕を行うものとする。ただし、事業者の故意又は重過失によって、本件施設の損傷が拡大した場合又は防止することが可能であった損傷が生じた場合、これによる本件施設の修繕費用の増加分については事業者の負担とする。
 - 3 本件施設の損傷により本事業の内容を変更する必要がある場合、市は、必要な範囲において、この契約又は要求水準書を変更することができる。また、本件施設の損傷によりこの契約の継続が不可能又は著しく困難である場合、市は直ちにこの契約を解除することができるものとする。
 - 4 前項のこの契約若しくは要求水準書の変更又はこの契約の解除により事業者に生じた費用については、市の負担とする。また、前項のこの契約又は要求水準書の変更若しくはこの契約の解除により必要があると認められるときは、市は、運営期間若しくはサービス対価を変更しなければならない。

（法令変更に伴う通知）

- 第87条 本契約締結日以降に法令が変更されたことにより、この契約に従って本事業を実施することができなくなったとき、実施が著しく困難になったとき、当該実施のために追加費用が発生するとき又は費用の軽減が可能となったとき、事業者は、その内容の詳細を記載した書面をもって、直ちにこれを市に対して通知するものとする。
- 2 市及び事業者は、前項の通知がなされた日以降において、この契約に基づく自己の義務が法令に違反することとなった場合、履行期日における当該自己義務が法令に違反する限りにおいて、その履行義務を免れるものとする。ただし、

市及び事業者は、法令変更により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

(法令変更に伴う協議及び追加費用の負担)

第88条 市は、前条第1項の通知を受けた場合若しくは法令変更によりこの契約又は要求水準書の変更が必要となった場合、法令変更に対応するため、速やかにこの契約若しくは要求水準書の変更及び必要な追加費用の負担又はサービス対価の減額等について、事業者と協議しなければならない。

2 前項の協議にかかわらず、変更された法令の公布日から60日以内にこの契約若しくは要求水準書の変更及び追加費用の負担又はサービス対価の減額等について合意が成立しないときは、業務継続の可否を含め、市が法令変更に対する対応方法を事業者に対して通知する。

(契約の変更)

第89条 この契約で特に定める場合を除き、この契約は両当事者の書面による合意によらなければ変更することができない。

(準拠法及び管轄裁判所)

第90条 この契約は、日本国の法令に従って解釈されるものとする。

2 市及び事業者は、この契約に関する一切の紛争については、市の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意する。

(個人情報の保護)

第91条 事業者は、この契約の履行に伴い得た個人に関する情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、糸魚川市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年糸魚川市条例第23号）その他の関係法令の規定に基づいて適切に管理しなければならない。

(協議)

第92条 この契約に定めのない事項又はこの契約の解釈に関し当事者間に疑義が生じた事項については、両当事者は誠実に協議を行い、その対応を決定するものとする。

別紙1 更新に係る委託業務の実施要領

事業者は、マネジメントに関する業務のうち「水道施設の改築工事の監理」「下水道施設の改築工事の監理」、水道施設改築業務のうち「改築設計業務」「改築工事業務」、処理場施設等改築業務のうち「改築設計業務」「改築工事業務」及び污水管路施設等改築業務のうち「改築設計業務」（以下、本別紙において、これらを総称して「更新に係る委託業務」という。）を実施し、事業期間中における本件施設の更新を実施するものとする。

1 更新に係る委託業務

(1) 実施手順

- ア 市は、事業者と協議の上、毎年度の1月末までに、翌年度に改築設計業務又は改築工事業務のうち着手を希望する施設について指定し事業者へ通知を行うものとする。
- イ 事業者は、通知を受領後、2週間以内に、実施が困難な対象施設がある場合は、その旨の要望を市に遅滞なく通知するものとする。
- ウ 市は、前号の通知を受け取った場合、合理的な理由なく、これを拒否してはならないものとする。
- エ 事業者は、毎年度、4月末までに当年度に着手する改築設計業務及び改築工事業務について、更新に係る委託業務の年度実施計画書を作成し、市から承諾を得るものとする。なお、年度実施計画書には各業務の対象施設、実施期間、費用を記載するものとする。なお、水道施設改築業務の「改築設計業務」についての費用は、年度実施計画書の内容にかかわらず、「別表2-1 各業務の固定費に係る金額」に定めた金額とする。

(2) 各業務の実施方法

各業務の実施方法については以下に定める通りとする。

(3) 委託業務に係る対価

更新に係る委託業務の対価は●円（水道施設改築業務の改築設計業務に係る「別表2-1 各業務の固定費に係る金額」の「水道施設改築業務」の金額を含む。）とする。ただし、事業期間に実施した各業務費用の金額の合計が●円に達しない場合、市は差額の支払いを行わないものとする。

2 水道施設の改築工事の監理、下水道施設の改築工事の監理

(1) 実施方法

事業者は、各年度に行われる水道施設改築業務の「改築工事業務」及び、処理場施設等改築業務のうち「改築工事業務」について改築工事の監理を要求水準書別紙9に従って、実施するものとする。

(2) 費用

水道施設の改築工事の監理、下水道施設の改築工事の監理業務の費用については、マネジメントに関する業務の費用に含まれるものとする。

3 改築設計業務

(1) 対象施設

改築設計業務の対象施設は、年度実施計画書において定めた施設とする。

(2) 改築設計業務の実施手順

改築設計業務については、糸魚川市「建設コンサルタント等業務委託契約約款」に準拠して実施するものとする。ただし、本契約と糸魚川市「建設コンサルタント等業務委託契約約款」に矛盾、また抵触する場合は本契約が優先されるものとする。

(3) 改築設計業務の実施方法

- ア 事業者は、改築設計業務を要求水準書別紙45に従い実施するものとする。
- イ 事業者は各業務について、要求水準書の定めに従いセルフモニタリングを実施するとともに、市によるモニタリングの実施のために必要な対応を行うものとする。

(4) 費用

改築設計業務の費用については、公的な積算基準を適用し算出するものとする。なお、使用する積算基準は、市と協議して決定する。ただし、水道施設改築業務の「改築設計業務」についての費用は、「別表 2－1 各業務の固定費に係る金額」に定めた金額とする。

4 改築工事業務の実施手順

(1) 対象施設

改築工事業務の対象施設は、年度実施計画書において定めた施設とする。

(2) 改築工事業務の実施手順及び実施方法

- ア 事業者は、改築工事業務について、対象施設ごとに適切な再委託先を選定し請負契約を締結するものとする。なお、事業者が同契約に基づき請負代金の支払いを行った場合、事業者は同額を市に対して請求できるものとする。
- イ 事業者は各業務について、要求水準書の定めに従いセルフモニタリングを実施するとともに、市によるモニタリングの実施のために必要な対応を行うものとする。

(3) 再委託先の選定

- ア 事業者は前項アに基づく再委託先の選定にあたって、要求水準書及び提案書にしたがい、公平性に配慮したうえで再委託先を選定するものとする。
- イ 事業者は再委託先の選定後、再委託先、発注金額、選定理由を市に通知するものとする。
- ウ 市は、事業者と協議の上、再委託先及び発注金額について事業者に公表を求められるものとする。

別紙２ サービス対価の構成及び金額

サービス対価については、要求水準書 別表6-2「各業務の経費区分」をもとに、以下の通りの支払い方法に従って支払うものとする。

１ 固定費の支払い

(1) 固定費の金額

要求水準書 別表6-2「各業務の経費区分」における、マネジメントに関する業務、水道施設管理業務、水道施設改築業務、処理場施設等管理業務、汚水管路施設等管理業務、浄化槽管理業務、料金徴収・窓口関係業務、システム保守業務のうち固定費に区分される業務の対価については、各年度以下の金額とする。

別表２－１ 各業務の固定費に係る金額

	マネジメントに関する業務	水道施設管理業務	水道施設改築業務	処理場施設等管理業務	汚水管路施設等管理業務	浄化槽管理業務	料金徴収・窓口関係業務	システム保守業務
令和9年度								
令和10年度								
令和11年度								
令和12年度								
令和13年度								
令和14年度								
令和15年度								
令和16年度								
令和17年度								
令和18年度								

(2) 固定費の支払い方法

市は、各業務のうち固定費に区分される対価について、毎月、年間の支払額の12分の1に相当する金額を支払うものとする。

(3) 固定費の支払手続

事業者は、市から月間業務報告書を基にしたモニタリング結果の通知を受けたうえで、支払請求書を発行するものとする。

市は、支払請求書を受理した場合において、各業務の実施状況が良好であると認

めるときは、受理した日から30日以内に対価を事業者に支払うものとする。

(4) 固定費の変更

- ア 固定費については、毎年4月に見直しを行うものとし、日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により固定費の金額が不適當となったと認めたときは、相手方に対して固定費の変更を請求することができるものとする。なお、第1回の見直しについては令和9年4月に実施するものとする。
- イ 前号の請求を受けた相手方は、改定前の固定費と改定後の固定費（請求時における賃金又は物価を基礎として算出した固定費に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち改定前の固定費の1,000分の15を超える額につき変更に応じなければならない。なお、改定前の固定費について、第1回の改定については令和7年10月における賃金又は物価を基礎として算出するものとし、以降の改定については直近の改定時における賃金又は物価を基礎として算出するものとする。
- ウ 前号において算出に用いる賃金又は物価の指標については、市と事業者が協議により定めるものとする。ただし、協議により定めた指標が不適當となったときは、市または事業者は相手方に指標の変更を請求できるものとし、相手方は誠実に協議に応じるものとする。
- エ 予期することのできない特別の事情により、事業期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じた場合や、事業期間中の原水水質や流入水質の大幅な悪化等により、固定費が不適當となったときは、市又は事業者は、前号までの規定にかかわらず固定費の変更を請求することができる。この場合、変更後の固定費は、市と事業者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、市が定め、事業者に通知する。

2 変動費（実績）の支払い

(1) 変動費（実績）の金額

要求水準書 別表6-2「各業務の経費区分」における、水道施設管理業務、処理場施設等管理業務、污水管路施設等管理業務、浄化槽管理業務、料金徴収・窓口関係業務、緊急時対応業務のうち変動費（実績）に区分される業務についての対価は、事業者が業務の実施に実際に要した金額とする。

(2) 変動費（実績）の支払い方法

市は、各業務のうち 変動費（実績）に区分される業務について、事業者の請求に基づき、毎月、支払うものとする。

(3) 変動費（実績）の支払い手続き

事業者は、月間業務報告書において各業務の毎月の実績を市に報告するものとし、市から月間業務報告書を基にしたモニタリング結果の通知を受けたうえで、支払請求書を発行するものとする。

市は、支払請求書を受理した場合において、各業務の実施状況が良好であると認めるときは、受理した日から30日以内に対価を事業者に支払うものとする。

3 変動費（水量）の支払い

(1) 変動費（水量）の金額

要求水準書 別表6-2「各業務の経費区分」における、処理場施設等管理業務のうち変動費（水量）に区分される業務についての対価は、各年度以下により算定される金額とする。

電力：電力単価（円/㎥）×一日当たり想定流入水量（㎥/日）×各年度の日数

薬品：薬品単価（円/㎥）×一日当たり想定流入水量（㎥/日）×各年度の日数

＊「電力単価」は10年間の見積内訳書「下水道施設調達管理業務（電気）」の金額を、要求水準書 別表29-1を基に計算した10年間の合計想定流入水量で除した金額とする。

＊「薬品単価」は10年間の見積内訳書「薬品（次亜、高分子、ポリ鉄）」の金額を、要求水準書 別表29-1を基に計算した10年間の合計想定流入水量で除した金額とする。

＊「一日当たり想定流入水量」は、各年度、要求水準書 別表29-1の合計水量を用いるものとする

(2) 変動費（水量）の支払い方法

市は、変動費（水量）に区分される業務について、毎月、年間の支払額の12分の1に相当する金額を支払うものとする。

ただし、各年度の3月においては、当該年度における一年間の流入水量と「一日当たり想定流入水量×各年度の日数」で計算される想定流入水量を比較し、±5%を超える差異が生じた場合、5%を超える水量（㎥）に電力単価及び薬品単価をそれぞれ乗じて合計した金額を加減算した金額を支払うものとする。なお、減算する金額が年間の支払額の12分の1に相当する金額を上回る場合、事業者は市に減算する金額と年間の支払額の12分の1に相当する金額の差額を支払うものとする。

(3) 変動費（水量）の支払手続

事業者は、市から月間業務報告書を基にしたモニタリング結果の通知を受けたうえで、支払請求書を発行するものとする。

市は、支払請求書を受理した場合において、実施状況が良好であると認めるときは、受理した日から30日以内に対価を事業者に支払うものとする。

(4) 電力単価及び薬品単価の変更

ア 電力単価及び薬品単価については、毎年4月に見直しを行うものとし、日本国内における物価水準の変動により電力単価又は薬品単価の金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して電力単価又は薬品単価の変更を請求することができるものとする。なお、第1回の見直しについては令和9年4月に実施するものとする。

イ 前号の請求を受けた相手方は、電力単価又は薬品単価と改定後の電力単価又は薬品単価（請求時における物価を基礎として算出した電力単価又は薬品単価に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち改定前の電力単価又は薬品単価の1,000分の15を超える額につき変更に応じなければならない。なお、改定前の各単価について、第1回の改定については令和7年10月における物価を基礎として算出するものとし、以降の改定については直近の改定時における物価を基礎として算出するものとする。

ウ 前号において算出に用いる物価の指標については、市と事業者が協議により定めるものとする。ただし、協議により定めた指標が不適当となったときは、市

または事業者は相手方に指標の変更を請求できるものとし、相手方は誠実に協議に応じるものとする。

- エ 予期することのできない特別の事情により、事業期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じた場合や、事業期間中の流入水質の大幅な悪化等により、電力単価又は薬品単価が不適當となったときは、市又は事業者は、前号までの規定にかかわらず電力単価又は薬品単価の変更を請求することができる。この場合、変更後の電力単価又は薬品単価は、市と事業者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、市が定め、事業者に通知する。

4 個別精算の支払い

(1) 個別精算の金額

要求水準書 別表6-2「各業務の経費区分」における、水道施設改築業務、処理場施設等改築業務、污水管路施設等管理業務、污水管路施設等改築業務、調査計画業務のうち個別精算に区分される業務についての対価は、以下のとおりとする。

ただし、水道施設改築業務のうち「改築工事業務」、処理場施設等改築業務のうち「改築設計業務」「改築工事業務」、污水管路施設等改築業務のうち「改築設計業務」については、別紙1において定める方法により対価を定めるものとする。

業務区分	業務内容	基準にする金額
水道施設改築業務	更新計画（案）策定業務	●年度実施分：●円
	改築工事業務	別紙1において定める通り
調査・計画業務 （水道事業）	水道ビジョン、経営戦略見直業務	●年度実施分：●円
処理場施設等改築業務	ストマネ修繕・改築計画（案）作成	●年度実施分：●円
	改築設計業務	別紙1において定める通り
	改築工事業務	別紙1において定める通り
污水管路施設等管理業務	住民対応業務	
污水管路施設等改築業務	ストマネ点検・調査計画（案）作成業務	●年度実施分：●円
	ストマネ修繕・改築計画（案）作成業務	●年度実施分：●円
	改築設計業務	別紙1において定める通り
調査計画業務（下水道）	事業計画、事業計画認可変更業務	●年度実施分：●円
	下水道総合地震対策計画策定業務	●年度実施分：●円
	下水道経営戦略見直し業務	●年度実施分：●円
システム保守業務	水道マッピングシステムデータメンテナンス業務	●年度実施分：●円

(2) 個別精算の支払い方法

水道施設改築業務のうち「改築工事業務」、処理場施設等改築業務のうち「改築設計業務」「改築工事業務」、污水管路施設等改築業務のうち「改築設計業務」については、別紙1において定める方法によって支払うものとする。

その他の業務については、事業者が各年度における成果品の提出を行い、市による実施確認を受けた後で支払いを行うものとする。

(3) 個別精算の支払手続

水道施設改築業務のうち「改築工事業務」、処理場施設等改築業務のうち「改築設計業務」「改築工事業務」、污水管路施設等改築業務のうち「改築設計業務」の支払手続については、別紙1において定める方法によるものとする。

その他の各業務については、以下の通りとする。

- ア 事業者は業務を完了したときは、その旨を市に通知しなければならない。
- イ 市は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を事業者に通知しなければならない。
- ウ 前号の規定により、市が検査に合格した旨の通知をしたときは、成果物の引渡しが行われたものとみなす。
- エ 事業者は、検査に合格しないときは、直ちに修補して市の検査を受けなければならない。この場合において、修補の完了を業務の完了とみなして前号の規定を適用する。
- オ 事業者は、イ又はエの検査に合格したときは、各業務の対価の支払を請求することができる。
- カ 市は、前号の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に各業務の対価を支払わなければならない。

(4) 個別精算の変更

水道施設改築業務のうち「改築工事業務」、処理場施設等改築業務のうち「改築設計業務」「改築工事業務」、污水管路施設等改築業務のうち「改築設計業務」の対価の変更については、別紙1において定める方法によるものとする。

その他の各業務については、以下の通りとする。

- ア 市及び事業者は、日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により各業務の対価の金額が不相当となったと認めたときは、相手方に対して対価の変更を請求することができるものとする。なお、第1回の見直しについては令和9年4月に実施するものとする。
- イ 前号の請求を受けた相手方は、改定前の対価と改定後の対価（請求時における賃金又は物価を基礎として算出した対価に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち改定前の対価の1,000分の15を超える額につき変更に応じなければならない。なお、改定前の対価について、第1回の改定については令和7年10月における賃金又は物価を基礎として算出するものとし、以降の改定については直近の改定時における賃金又は物価を基礎として算出するものとする。
- ウ 前号において算出に用いる賃金又は物価の指標については、市と事業者が協議により定めるものとする。ただし、協議により定めた指標が不相当となったときは、市または事業者は相手方に指標の変更を請求できるものとし、相手方は誠実に協議に応じるものとする。
- エ 予期することのできない特別の事情により、事業期間内に日本国内において急

激なインフレーション又はデフレーションを生じた等により、対価が不適當となったときは、市又は事業者は、前号までの規定にかかわらず対価の変更を請求することができる。この場合、変更後の対価は、市と事業者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、市が定め、事業者に通知する。

別紙3 事業者が加入する保険

この契約本文第75条に関して、事業者の責任と費用負担により付す保険及びその条件は以下のとおりとする。ただし、以下の条件は、充足すべき最小限度の条件であり、事業者の判断に基づき、更に担保範囲の広い保証内容とすることを妨げるものではない。

1 保険名称

請負業者賠償責任保険（又は類似の機能を有する共済等を含む。）

2 保険内容

本事業の対象施設に係る管理業務の過誤、過失又は欠陥に起因して派生した第三者賠償損害（対象施設建物自体、器物備品等の管理財物等に対する事業者が負うべき対人・対物賠償損害を含む。）を担保する。

3 保険条件

- (1) 担保範囲は、本事業の管理業務全てを対象とする。
- (2) 保険期間は対象業務の開始日からこの契約の終了日までの全期間とする。なお、賠償責任保険は、毎1～3年程度の期間ごとに都度更新を行う場合でも良いものとする。
- (3) 保険契約者は、事業者とする。
- (4) 被保険者は、事業者及びその全ての再委託先を含むものとする。
- (5) 事業者（再委託先を含む。）とその他の被保険者相互間の交差責任担保とする。
- (6) 本業務の対象となる施設自体（建物本体）、設備・装置、器物備品、受託物その他事業者の管理下にある第三者所有財産に対する賠償損害を担保する管理財物（又は受託物）賠償損害担保条件とする。
- (7) 保険金額は、対人1億円／1名、5億円／1事故、対物1億円／1事故以上とする。
- (8) 自己負担額は5万円／1事故以下とする。